⑶ Subject matter of the contract: Reinforcement basic design of the Nakayoshida Viaduct on Tomei Expressway

⑷ Time-limit to express interests: 4:00 P.M. 16 June 2020

If there is no submitter of the statement of participation, the period of submission of the statement of participation may be extended.

⑸ Time-limit for the submission of proposals: 4:00 P.M. 21 August 2020

⑹ The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑺ Contact point for tender documentation: Contract Division, corporate Department. Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited 4－3－1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5776―5600

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和２年５月21日

支出負担行為担当官

九州地方整備局長　村山　一弥

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41、42

⑵　工事名　枝光排水機場増設工事（電子契約対象案件）

枝光排水機場増設工事にかかる技術協力業務（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　福岡県久留米市東合川地先（筑後川左岸30ｋ800付近）

⑷　工事内容

１）設計（以下「技術協力業務」という。）

業務内容：技術協力業務　１式

予定工期：契約締結の翌日から令和２年９月18日まで

再委託：本技術協力業務について、主たる部分の再委託は認めない

２）施工（以下「建設工事」という。）

工事内容：

排水機場　19.9m×17.4m（コンクリート約1,770㎥）

基礎工　ＰＨＣ杭φ800　Ｌ＝28.0m　Ｎ＝42本

ＰＨＣ杭φ600　Ｌ＝28.0m　Ｎ＝11本

ＰＨＣ杭φ600　Ｌ＝30.0m　Ｎ＝９本

操作室　一式

予定工期：契約締結の翌日から令和３年３月31日まで

⑸　本建設工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下、「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事の契約を締結する。

⑹　本建設工事は、競争参加資格確認申請書及び技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、競争参加資格があると認められる者で、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

なお、優先交渉権者と価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

⑺　参考額　本建設工事に先立って実施する技術協力業務の規模は500万円程度（税込み）、工事規模は13億円程度（税込み）を想定している。

⑻　本建設工事は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取り組みを実施することができ、取り組みの履行及び効果が確認された場合、工事成績評定で優位に評価する。

本取り組みを実施する場合、施工計画書に、現場における生産性向上に資する施工手順の工夫や既存技術の効果的活用等を位置づけ、履行義務として取り扱うものとする。施工計画書には①取り組みの内容、②期待される効果等を明記するものとする。

⑼　本建設工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本建設工事においては、資料の提出等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。

⑾　本建設工事は、説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。

⑿　本建設工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。

⒀　本建設工事は、発注者が新たな積算方式として「施工パッケージ型積算方式」の試行を行う工事である。

⒁　総価契約単価合意方式の適用

①　本建設工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本建設工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

②　本方式の実施方式としては、

イ　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

ロ　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

③　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

④　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⒂　本建設工事において、中間前金払に代わり既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⒃　本建設工事は、工程上一定の区切りと認められる時点で、主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）の途中交代を認める試行工事である。

⒄　本建設工事は、資料検査時に必要な書類を限定する試行工事である。

⒅　本建設工事は、契約後、現地状況や労働者・資機材の厳しい確保状況等を踏まえ、受発注者間の協議により、見積を活用した積算により直接工事費及び間接工事費を設計変更の対象とできる試行工事である。

⒆　快適トイレの設置　本建設工事は、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

⒇　本建設工事は、当該工事において他の模範となるような働き方改革に関する取組みとして、若手（35歳以下）や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組みが図られている場合に、工事成績で加点評価する工事である。

(21)　本建設工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。